

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成31年1月30日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。早目にお手を挙げていただいて、御所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。それでは、質問のある方は手を挙げてください。フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

日本原燃の使用済核燃料の再処理工場の審査について伺いたいのですが、今週の審査会合で重大事故対策の議論はおおむね了承された形だと思うのですが、現時点で審査書案の取りまとめに向けた状況としては、いつごろを見込んでいらっしゃいますか。

○更田委員長 審査会合で再び議論に入って、審査書案の取りまとめというステージに入れば、平たく言えば、担当の管理官と毎日のように会うようになるのですが、まだそのステージには入っていないので、はっきり言って、私のところでは分からない。審査会合が一通りクローズして補正をされるということであると思うので、その補正のタイミングにもよりますけれども、おおむね審査チームとしては、感触なり、方針なりは整っているはずで、それについて再びまた内部で議論をするというプロセスがそろそろ始まるのかなという感じであります。申し訳ないけれども、時期に関しては、今、特に何を申し上げられるわけではありません。

○記者 原燃が補正を提出することを予定していて、必要があれば審査会合を開くということも言及されていたと思うのですが、そのあたりについては、今のところ、どのようにお考えですか。

○更田委員長 もうこれ以上審査会合を開かないと断言するような段階ではないという意味だろうと思いますので、しかも内部的な検討もこれからまだ進めていくわけなので、そこで論点が浮上すれば、再び審査会合を持つこともあり得るだろうと思いますけれども、これは可能性の話なので、どのくらいとは何とも申し上げようがないのですけれどもね。

○司会 それでは、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしく申し上げます。

関連した話で恐縮なのですが、委員長御自身で、再処理施設なり、MOXの施設な

り、もうちょっとこれは議論した方がいいのではないのかという考えをお持ちのものはありますでしょうか。

- 更田委員長　しばらく前に、昨年11月か12月ぐらいのうちに、審査書案なるものに対してというよりは、審査全体を眺めていてということで、私だけではなくて、他の委員からもですけども、少し論点があって、そして改めてまた審査会合を持つという形になったので、そういった意味で、今の時点で大きな、新たな技術的な論点を私が持っているわけではありません。

ただ、ちょっと余計なことかもしれないけれども、悩ましいなと思っているのは、基準の違い、原子力発電所などの発電用原子炉施設に対する基準の考え方と、それから、こういった再処理施設に対する基準の考え方、重大事故という言葉一つを取ってみても、非常にマニアックにというか、厳密に言うと、定義の違いというか、アプローチの違いがあって、施設の安全をどう守るかという戦略というか、防護の考え方に違いがあるので、そういった意味で、再処理施設の審査は審査で、一種の閉じた体系を持つわけですけども、発電炉との比較をしたときに疑問を持たれた方にどううまく説明するのかなというのは、この説明の仕方などは、審査と直接関連するわけではないですけども、やはり整理をしておきたいなどは考えています。

- 記者　済みません、ちょっとしつこいのですが、以前、委員長が面的な広がりがあると。商業炉に比べると、確かに大変大きな面積の中に様々な施設が広がっているところの難しさを御指摘なさいましたけれども、それ以外にも商業炉との比較において難しさというのはあるのでしょうか。

- 更田委員長　これはある意味、安全屋の理屈なのかもしれないけれども、例えば、原子力施設の安全を確保する、守るといったときの一つの代表的な戦術として、発電用原子炉の場合は深層防護という言い方をよくしますけれども、この深層防護の適用というのは、こういった核燃料サイクル施設にそれを適用した考え方をとろうとすると、随分アプローチの違いが出てきます。例えば、発電炉の深層防護は、これは誤解されるといけないですけども、混同されると困るわけですけども、多重障壁との関連がついていて、それから、IAEAの深層防護の定義で言うと、事象の進展に沿って深層防護の各層が関連づけられている。

通常状態があって、異常過渡があって、設計基準事故があって、さらにそれを超える、デザインエクステンションとか、いろいろな言い方をしますけれども、いわゆるシビアアクシデントの状態がある。だけれども、それは明確に言うと、例えば、異常過渡が起きても被覆管は壊れない、燃料は壊れない。ただ、設計基準事故に至ったら、燃料は壊れてもいいけれども、それが大きな影響を与えないし、圧力容器は健全な状態だと。DBAでは、被覆管は壊れるけれども、圧力容器は健全に保たれる。シビアアクシデントになると、圧力容器が驚異にさらされる状態もあるし、炉心が溶融した場合には圧力容器は破れるけれども、格納容器は守ろうという戦略になる。

これを六ヶ所みみたいな再処理施設に適用すると、こういった多重障壁の考え方は違って、六ヶ所みみたいな再処理施設では、一番中心にある塔槽類でも、その換気系は環境につながっている。セルの換気系も環境につながっている。建屋の換気系も直接環境につながっている。ですから、施設の構造が著しく違う。

それから、発電炉のように、通常運転状態が異常過渡、設計基準事故、シビアアクシデントみみたいな明確な状況の変化が定義されているわけではなくて、起因事象によってはより複雑ではあるので、ちょっと理屈っぽいかもしれないけれども、深層防護の適用だとか、再処理施設における深層防護とは何であるか、その定義からして、発電炉とは随分違う考え方をとらなければならないだろう。

それから、重大事故そのものの定義でも、これは基準をつくるときに大変苦労したところではあるのですけれども、発電炉の場合は炉心が著しい損傷をします、炉心溶融します、それをシビアアクシデントと呼びますという非常に明確な分岐点があるわけですが、再処理施設でそういった分岐点をどこへ置くか。事象ごとに違いますので、むしろ火災であるとか、地震に対する備えであるとか、先ほどヨシノさんが言われたように面的に広がりを持っているだけに、例えば、地震は一斉にそういったところが影響を受けるわけですから、そういったものへの備えを重視した方がいいだろうということで、施設を、安全を守るためのアプローチが発電炉と再処理施設では随分と異なっている。このあたりを判断する際にはきちんと説明していく必要があるだろうと考えています。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。

以前もお伺いした東電の社内カンパニー制の件なのですが、補正の段階で委員の皆さんが責任者の権限、責任が薄まるのではないかという懸念のもとに取り下げてというところだったのですが、先日の1月18日の電事連の会見で小早川社長がおいでになったときに聞いてみましたら、予定の4月1日には間に合いそうもないということで、具体的にいつなのか、はたまた誰が責任を持つのかというところはまだ検討中なのだと。それでどうなのだという話なのかもしれないのですが、委員長、何か受けとめがあれば、お伺いできますでしょうか。

○更田委員長 聞く限りではありますけれども、社内カンパニー化に関しては、東京電力は一旦取り下げるけれども、できれば再チャレンジしたいのだということが、どこの席でと、今、特定できないのですけれども、聞いてはいます。聞いたような気がします。取り下げて、もうこれで諦めましたという話でもないようですので。ただ、そこで、責任や指揮命令系統の明確化であるとか、例えば、物品の調達管理、品質保証体制等がカンパニー化することによって少なくとも悪くならないことをきちんと示してもらって必要があって、まだ再チャレンジがあるわけではないので、私たちとしてはそれがどの時

期であるとか、こういった内容であるべきと申し上げるタイミングにありませんけれども、東京電力から改めて申請があれば、再び議論していくことになると思います。

○記者 ポイントは、今、強調された指揮命令系統、部品調達等で。

○更田委員長 責任の所在ですね。

○記者 責任の所在等に支障がないようにということが以前からおっしゃっているところのポイントということ。

○更田委員長 委員会の中での論点で一番ポイントになっているのは、責任の所在が明確になっていること。それから、ここの会見でも申し上げましたけれども、東京電力は先に福島第一原子力発電所の廃炉に関して廃炉カンパニーというカンパニー化を既に行っているけれども、きちんと検証されるべきだと思うのですね。カンパニー化されたのが、ほら、こんなにここはよくなりましたというのだったら、では、ほかもやろうとかというのはすごく分かりやすいけれども、果たして東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業にあって、カンパニー化が本当に効果を上げたのかというのは、是非説明の一環として示してもらいたいと思っています。

○司会 それでは、オオサキさん。

○記者 NHKのオオサキです。よろしくお願いします。

先週、放射線審議会が現存被ばく状況における防護基準についての考え方をまとめたということがありました。元々、委員長の問題提起といいますか、きっかけとなつての議論だったかと思うのですけれども、考え方としては、基準の妥当性というものについて不断に見直していくことが重要だろうということ提起されていまして、それは審議会の中では、考え方の案としては、もちろん今後ということではあるのだけれども、今の行政機関に対しても、それは強く促してほしいという意見があつて、現状、参考レベルのような考え方はいろいろな基準の中にはとられていないわけですが、そういったものについての議論をある意味で言うと促した部分もあるのかなと思うのですが、これは誰が言い出すのかということも含めてですけれども、食品と外部被ばくの話が主には例示として出されていましたが、こういったことに関して、いわゆる行政側が、今ある基準について見直していくことについてのお考えはどうでしょうか。

○更田委員長 今、質問を考えながら聞いていたのですけれども、二つないし三つのことを申し上げようと思います。

まず、最初の二つは、ああいった議論を行われる上で、放射線審議会も大変熟慮されて、また慎重な議論を進められたと思うのは、正しいことが正しくきちんと示されることが重要であるという一方で、現状に対して悪い影響を与えないという現実的な対処も同じように重要だと。要するに、ああいった基準は専門家たちが科学的に見て、これが科学的に最も妥当な値だということころへ速やかに収れんしていくのが正しいかという、現実はずしもそうではなくて、もう既に現実には経済活動や社会活動、それか

ら、個人個人の生活なりが動いている中で、ああいった基準をどのタイミングでどう改善していく、改定していくかはなかなか難しい問題だと思っています。

例えば、分かりやすい例で言うと、食品基準に関しては随分いろいろと議論があります。ただ、国際比較だけを見ても、現在の食品基準が極めて安全側に、保守的に、厳しい方向に設定されていることは、少なくとも国際基準との比較の上では明確です。さらに、当時の事故直後の情報が少ない中で、安全側、保守側の判断をしなければならなかったことは当然のこと、妥当なことであるとしても、その後の様々なデータ、分析結果等々が蓄積された中で、食品基準は改められてしかるべき、はるかに緩和されてしかるべきという意見は、科学者の意見としては正しいのだろうと思います。

一方で、それならさっさと変えればいいか。そんなに単純なものではなくて、現行の基準、要するに、一部から見れば非常に厳し過ぎるような基準でも、ほとんどのものがその基準をクリアして、風評被害であるとか、そういったものと地域の産物は日々戦っているわけで、その戦いがようやくおさまることが期待される中で、その基準を緩和することが果たして福島地域の生産者に対して良いことになるかどうかはなかなか難しい問題だと思っています。

ですから、もう既に当時の判断や、様々な行政上の判断でさいなまれた人たちが、これ以上さいなまれることのないように、慎重な対処が必要だろうと思っています。ですから、ああいった基準の議論というのは、私も空間線量率と個人線量被ばくについて問題を提起したことがありますけれども、科学的に、技術的に正しいことが正しく提示されることが重要だけれども、それはイコールすぐ基準を変えましょうということに結びつく問題ではないので、正しいことが正しく提示される、なるべく正しい情報が示されることが重要であるのと同時に、基準に関しては、様々な生活や、産業に対するインパクトをよく考えて、基準というものは考慮されていくべきだろうと思いますので、この2つは常に両立していなければいけないし、なかなか難しい問題だと思っています。

それから、3つ目は、多少おまけですけれども、やはり低線量被ばくの影響というものが簡単に明確に示されるものではなくて、どうしても不確かさを持った示し方になる。この不確かさを持った量は、あらゆる物理量、基本的にはそういった表示のされ方をすれば、日常生活ではそういった不確かさを持った量として認識されるわけではないので、なかなか理解が進まない。そういった意味で、これは放射線の問題だけではないけれども、特に放射線に関して言うと、低線量被ばくの影響を明確に伝えることが大変難しいので、さらに影響も確率的影響という表現をとられて、確率というものはなかなか本当の意味で理解をされるというのは難しいものなので、どうしても空間線量率と個人の年間被ばく線量との関係であるとか、それから、食品基準であるとか、こういった量を扱うときに、根源的な低線量被ばくの影響をどう説明するか、どこまで理解が進んでいるかが解決されない限り、どうしてもこの部分の難しさはつきまとうのだろうかと、3つ目は感想に近いですが、そういう印象を持っています。

○記者 関連してですけれども、おそらく、今、直ちに基準の議論ということではないというお考えだと思うのですが、先般、この会見でも少し議論になった、例えば、避難指示解除の目安を20ミリとして、それを下回った場合は、防護が適切にされていることが前提ですけれども、解除するという以外に、何ら指標となるものがないというのが、ある意味で言うと、0.23みたいなものの一人歩きにもつながったという、もし一人歩きがあるのだとすれば、放射線審議会が指摘するような部分もあるのだとすれば、いわゆる放射線防護をしていく上での目安となるような考え方は必要ないのかということなのです。それがある意味で言うと参考レベルみたいな議論なのかもしれないのですけれども。

○更田委員長 参考レベルは最適化を進めていく上での一つのツールですね、言ってみれば。ある値を設定して、それを目標値として防護策を打って行って、それが達成されたら、今度、それを順次引き下げていくと。ただ、例えば、参考レベルで人を安心させることができるかといったら、これはなかなか難しいと思うのです。現状の中で、他で得られる利得であるとか、他の生活上の便益と比較した上で、この地域において、この水準になったらこういうことができますというものになったときに、まずそもそも、その比較が単純ではないし、例えば、20ミリからだんだん下げて行って、10なり5なりという値になったときに、人体に対する健康影響に関して、10ミリがどういう意味を持つか、5ミリがどういう意味を持つか。これは先ほどお話ししましたけれども、低線量被ばくは、閾値説であるとか、あるいはリニアに仮定するものとか、明確に伝わるように説明するものがごくざっくりしたものなので、そういったときに、例えば、10ミリなり、5ミリという値をとったときに、それが健康影響に対してどういった意味を持つのかをうまく表現する手段はなかなかないだろうと思っています。ですから、参考レベルは最適化を行っていく上での戦術としてよいツールではあるのだろうけれども、いわゆる安全・安心に向けたというときには、コミュニケーションの問題も含めて、なかなか難しいやり方だろうとは思っています。また、それに替わる線量とオオサキさんはおっしゃるけれども、それがあればこんなに苦労していないと思います。

○記者 最後になりますけれども、今回、こういった議論を放射線審議会として、先ほど委員長は正しい考え方が提示されることが重要だとおっしゃいましたけれども、この議論が持っている意味合いというのは、どういうことがあるのだろうとお考えになりますか。

○更田委員長 その意味合いがどういう形になるか。将来的に基準の変更なり改定に結びついていけば、それは具体的な表れ方だと思いますけれども、それ以前に、やはり一人一人の人の理解であるとか、受けとめ方に対して、この放射線審議会の議論、示したものは重要な意味を持っていると思っています。

それから、やはりこれで終わりではなくて、一旦取りまとめてはいますけれども、こういった議論というのは、一定程度期間が空いたら、またその時々こういった原則的

な議論というのはきちんとされるべきだろうと思います。

○司会 カワダさん、挙げられていましたか。では、カワダさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

今日の議題であったリラッキングのお話なのですけれども、九電に、事業者に運用でプールでの貯蔵量を減らしていくよう努力してもらおうというのは、これは保安規定で見えていくということなのではないでしょうか。

○更田委員長 これはまだまだ、今の時点でこういうやり方をとるとするのは時期尚早だと思えるのですけれども、それに、また、九州電力がどういう方針を示すかにもよるので、それぞれの申請案件の申請概要を聞いてみないとわからないけれども、理屈の上でいえば、おっしゃるように、例えば保安規定そのものではなくて、保安規定の中で定めた下位文書において、例えば、運用上の目標値のような形で使用済燃料プールの貯蔵量を規定するというやり方もあるし、それから、あるいは使用済燃料プールで何年以上冷却した燃料は原則的に乾式貯蔵施設へ移すというようなことを規定するというやり方もあるだろうと思います。

法的な拘束力をもって、規制上の要求として押さえ込むようなことでもないとは思っています。必ずしも使用済燃料プールに使用済燃料があるという状態が直ちに危険だというわけでは決してありませんので、そういった規制上の要求として押さえ込むものではないと思っている。

一方で、せっかく乾式が運用されたら、供用されたら、ちゃんとそちらを使いましょうよというのは当たり前のことなので、そういった意味で「管理目標値」というような呼び方にするか、それかもっと緩い、何年以上経過した燃料は原則的に乾式へ入れるというような表現になるか。これは九州電力も考えてくれていることだろうと思うし、それから、今後議論をしていって、どういう形にしようかというのは、これからのことだと思っています。

○記者 そうすると、先週の会見なんかでは、プール内貯蔵量は現状の水準にまで戻してというイメージをおっしゃっていたと思うのですけれども、それとはまた必ずしも。

○更田委員長 一つのイメージとしては、リラッキング前の状態へ戻るという、これは乾式が供用されれば十分可能なことであるし、それから、少なくとも1炉心分は空けておくものなのですね、当然のことながら。いざ炉心から燃料を取り出さなければならないというときに、1炉心分取り出せないようでは困るし、それから、中でやはり入れかえ等々をやりますから、ある程度プールというのは余裕をそもそも持っているもので、リラッキングしたから、リラッキングで入れられるぎりぎりのところまで入れようよという考え方は、おそらく九電自身もとらないだろうし、ですから、そういった意味で、乾式貯蔵施設の供用開始もいたずらに遅らせることがないように願っていますけれども。

○記者 そうすると、その考え方というのは、もう全国原発がリラッキングしているの

ですけれども、そういった他の原発に同様にという考え方は。

○更田委員長 私は、これはそれぞれの電力の方針の問題ですけれども、サイト内の貯蔵量をいたずらに増やすことなく、中間貯蔵基地へ向けて搬出する。六ヶ所の再処理については、まだこれは許可の判断をしているわけではありませんので、現状で申し上げると、どこかに中間貯蔵基地を設けて、そこへ向かって搬出していか、ないしはサイト内貯蔵をするのであれば、貯蔵量は増えていきますから、その場合、これは規制委員会が一貫して申し上げているように、それであれば、乾式貯蔵を安全上の観点から強く推奨するというのは申し上げているところです。

○記者 例えば、それを先ほどおっしゃったように、管理目標なのか、そういった形で他サイトにも同様に求めていくということはあるのですか。

○更田委員長 そうですね。これはまだそこまで考えているわけではない。ただ、乾式貯蔵については、今後、予想ではありますけれども、サイト内貯蔵を選択するところであれば乾式で、そのためにも規制委員会は、準備として、輸送・貯蔵兼用で、かつ、全国どこへでも置けるという型式認証のキャスクについての議論を、今、パブコメ中ですが、進めたところであって、私はこの型式証明を受けたキャスクが使用済燃料の貯蔵方式として普及するということを願っていますけれども、これも先ほど申し上げたように、規制上の強制力を持ってというようなものではなくて、事業者の裁量はここでは許されると思っていますけれども、さあ、どうこれをエンカレッジしていこうかというのはいろいろ考えています。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、マルヤマさん。

○記者 TBSのマルヤマです。よろしくお願いします。

アメリカで大きな電力会社が経営破綻したのですけれども、負債は5兆6000億円で、山火事への賠償が払えないというのが理由だったみたいですが、あの会社も、一応、2025年だったか、原発を廃止するというのを決めていたみたいなのですけれども、日本で将来そういうことが起きるかどうかわかりませんが、例えば、電力会社が経営破綻したときの廃炉とかの考え方というのは、どう委員長はお考えですか。

○更田委員長 なるほど。ちょっと突然のあれなので。PG&Eのことをおっしゃっていますよね。PG&Eもたしかディアブロ・キャニオンかな、原子力発電所を持っていますよね。ディアブロ・キャニオンだったと思います。持っています。

そうですね。これは確かに応用問題ではあるけれども、原子力施設を運用する主体が経営破綻したときに、では、その原子力施設をどう廃止措置を進めていくのか、どこが責任を負うのか。

経営破綻したわけではないですけれども、東京電力・福島第一原子力発電所の例を見ると、もちろん規模にもよりますが、国の関与はどうしても避けられないのでは

ないかとは思いますが。実際、福島第一原子力発電所の場合は、国の大きな関与が避けられなかったわけですし、そういった意味で、PG&Eの場合は、この間のキャンプファイアだけではなくて、それ以前の山火事についても責任をずっと問われていて、今回はシーブ、被覆していないものがあるとか、あるいは送電線の周りの草刈りをちゃんとしていなかったとか、さまざまなことを問われているみたいで、直接あいつ事例が日本では思いませんが、ただ、理屈の上では、原子力施設の運用をするところが経営破綻するというケースに関しては、国の関与はどうしても避けられないだろうと思います。

ただ、ちょっと今、質問されて思ったのは、むしろ備えておかなければならないのは、もっとずっと小さな事例、軽いと言ってしまうのはふさわしくないかもしれませんが、例えばRIのようなものを利用している業者が、これはもう大小さまざまにたくさんあります。

小さな業者さんが経営破綻ないしは廃業されるときに、そのRIをどうするかというのは、実は細かい話なのですけれども、そんなに簡単な話ではなくて、外国ではそれを産廃に投棄してしまったり被ばく事故が起きてしまったりとか、あるいはなかなか投棄のタイミングがないので、ずっと、古いお宅を壊したら、中に塗料とかいろいろな形でRIがあったりとかという事例は日本でもあったように記憶していますが、そういった意味で、事業主体が破綻したときの対処というのは、むしろそういったRIのようなものに対して、これは規制当局というよりは事業管理なのかな。

ただ、その体制整備というのは規制当局としても関心を持たざるを得ないところなので、PG&Eを例に出されたので、発電所から話は入りましたが、むしろ私たちが今、規制委員会として考えなければいけないのは、どちらかというところと、そういったような少量のものについては、十分にそういった事例が予想されるので、そういった体制がどう構築されるかについては、関心を持っていかなければいけないだろうと思います。

○司会 それでは、どうぞ。

○記者 共同通信のタケウチです。

昨日のJAEAとの意見交換会の関係で、ちょうど今の質問とも重なるのですが、昨日の議論の中で、バックエンドロードマップの1.9兆円の資金があるのかというところが一つ大きな論点になっていたと思うのですけれども、1.9兆円をどう確保するかというところで、現実に原子力機構にはそういう蓄積が、一般の電力会社が積み立てているようなものが現実にはないという現状があって、まずもってなのですが、機構は交付金に少しずつ長年かけて上乗せするような形で基本的には賄えるというようなことも説明されていたのですが、まず、この蓄積がない仕組みにこれまでなってきた。何十年の研究開発の中で、こういう仕組みが準備されてきていないということについては、安全にも多少かかわってくることだとは思いますが、どのように受けとめられていま

すか。

○更田委員長 まず、昨日の議論は、1.9兆円なる予算がどう確保されるのかという議論を直接やったわけではなくて、むしろ総額で1.9兆円といっても、それを短い期間で、短期集中的に大きな投資をして解決してしまった方が、総額は結局小さなもので済むと。これを非常に長期間にわたって行くと、その間ずっと人件費から、管理費から何から重なっていくわけなので、例えば仮想的ですけれども、たとえ利子がついても、どかっと大きなお金を借りて一気に片付けた方が、利子より管理費の方がずっと高いわけです。だから、民間だったらどうするかといったら、もうこれはえいっと借金をして早く片付ける。早く片づけない限り、例えば、廃棄物はずっとそこにあり続けるわけだから、これをずっと管理し続けなければいけない。その方がリスクも高い状態にある。

処分に持ち込めば、もうその後は非常に小さな額の予算しかかからないわけだから、早くとにかくひとつひとつ終わりまで持っていくということが大事なわけけれども、それには予算が足りない。借金ができるといいのだけれどもなど。

ただ、児玉理事長がおっしゃっていたように、借金は自己収入で返すという仕組みだとすると、JAEAに自己収入というのは、今考えられるのはちょっとおそろしくないかな。RI製造等をやっていたときは、RIの販売収入であるとか、それから、おそらくもんじゅは、動けば売電収入というのがあったのだらうと思いますけれども、現在のJAEAには自己収入を得る手段があるわけではないので、そうすると、例えば仮に借金しても、それは国からの交付金で少しずつ返していくというような仕組みぐらいしか私にはわからないのですけれども、そこら辺をこれから考えていこうというのが、田口副理事長、それから、児玉理事長がおっしゃっていたところだと思います。

では、なぜ廃棄物が溜まっていて、そして、その処理・処分にかかる予算がないのか。これは、最近はやや、例えば委託事業なんかでもそうですけれども、新たに物を作ったら、あるいは新たに核燃料なんかを使った試験や実験をやるときというのは、あらかじめ解体や廃棄物の処理・処分に必要な費用を織り込んで要求をするのです。だけれども、どのぐらい前までかな、20年とかそれ以上前、そもそもJAEAの前身となる日本原子力研究所というのは、昭和31年か、まだ原子炉等規制法ができる前からあの施設は原子炉を運転していたのですが、JRR-1やJRR-2が動いていたときというのは原子炉等規制法はなかった。そういった時代は、やはり新しいものを作ることとにかく予算を、解体のことまで考えていたわけではない。

ですから、そういった意味では、もっと後のものも含めて、例えばJMTRみたいな非常に大きな試験炉についてだって、別に解体のための、廃炉のための資金が積み上げられているわけではないのです。そういった過去の負の遺産が今にやってきてしまっている。それに引き当てるだけの予算というのは極めて限られている。

ですから、JAEAのこの廃止措置、バックエンドに係るものは、今、ようやくその議論をできる材料の整理がついたところだと昨日はおっしゃっていたように思いますけ

れども、本当に難しい問題です。これは誰がやっても難しい話だと思う。予算だけではなくて、人員もそうですし、そんなに集中的に投下できる人員が多数あるわけではない。どうしても関連会社が非常に大きな戦力になるわけですが、関連会社だってそんなに急に人が増えるわけではない。その中で、ひとつひとつ問題を潰していく。やはりどうしても地道なプロセスになろうと思いますし、期間はかかるのだと思っています。

ただ、やはりまず始めないことには、今までやや見ないふりというか、問題の後送りが続いてきたことはどうしても否めないで、やはりこの今の機会、特にバックエンドのロードマップを定める機会にまず手をつけることが重要だと思っていますし、それから、昨日申し上げたのは、例えば不適物というのは、廃棄物を埋設するときに、こういうものは含まれてはいけませんというものがいくつかあります。セルロースだとか、要するに可燃性のガスを少し出すとか、燃えたり。これが全く含まれないようにといて、あれだけの量のドラム缶を一つ一つあけて、中を調べて分別して、廃棄体に詰め直してとやったら、それこそ70年でも終わらないです。多分ずっと終わらない。

むしろ多少のそういった不適物が含まれたらどうなるのかというのをきちんと考えて、きちんと評価をして、それがリスクとして、処分しないことによるリスクとそれを比較したときにどうなのだという議論を適正にすれば、規制当局としては言いにくいけれども、多少の不適物、許容可能な不適物が含まれていることを見込んだって処分はできるはずなので、JAEAはそういった議論は本来得意なはずなので、他の事業者をリードする気分で、そういった先行的な処分に対する考え方の提案をしてほしいと。昨日「アジッタ」という言い方、アジテーションという言い方をしましたけれども、強くJAEAにそれを願っているところです。

- 記者 少しでも続きで、予算の確保というところでは、実際にはJAEAだけではできないというか、機構法の改正という話も出ておりましたけれども、文科省であったり、政府であったり、もっと広くいえば、国民が理解しなければ、このお金については、なかなか理解、そう簡単にすぐにお金はつかないかもしれない。

規制の立場からどう言えるのかはわかりませんが、安全な廃炉に必要なお金をちゃんと理解を得るという意味では、規制から何か言うことなり、メッセージしたりすることはあるのでしょうか。

- 更田委員長 まだそこまでの段階ではないと思いますけれども、まず、日本原子力研究開発機構が主管している文部科学省との間できちんとした議論をすることが重要でしょうし、また、特別会計の予算という意味では、経済産業省もJAEAを共管していますし、そういった意味で、まだまだ入り口の段階なのだと思います。予算の実態からしたら、施設や人員を維持していただくだけで精いっぱい、新たに大きな解体作業なりなんなりをやろうと思うと、なかなか今のJAEAでは極めて難しいだろうと思います。

さらに言えば、同時に、JAEAというのは国内唯一の原子力に関わる総合研究機関であって、研究も継続してもらわなければならない。だから、当然のことながら、組織とし

ては新しいこともやり続けなければいけない。これを同時にというのはなかなか大変なところで、予算の話は、突き放した言い方をすると、私たちの考えることではないのかもしれないけれども、それよりも、やはり事態の深刻さから考えると、きちんとその手当てが進められるか、議論されるかというところは私たちも関心を持っていきたいと思えますし、それから、処分や解体に当たっては、いたずらに不要な予算が費やされることのないように、規制当局としてもしっかり考えたいと思えます。

○司会 ほか、ございますか。では、最後、ヤマグチさん、もう一回どうぞ。

○記者 済みません、何度も。先ほどの件で一つだけ確認させてください。

東電の社内カンパニー制の件で、ポイントは、おっしゃったように、小早川社長の新しい社内カンパニーにおける責任の明確化というのはわかるのですが、これは端的に言うと、組織的にどういうものかはわかりませんが、小早川社長が新しいカンパニーにおいても責任者を兼ねるとというのが望ましいという意味なのでしょうか。

○更田委員長 必ずしもそういう意味ではありません。ただ、それぞれの事柄によりますけれども、何がカンパニーまでの責任なのか。そして、何が最終的にトップの責任なのか。カンパニーといっても、カンパニー化された上にさらにホールディングスの全体の経営層というのがある。それがどういう設計なのか。各カンパニーよりも上において、全体にわたって執行責任を持つ人たちがどれだけの数になるのか。一人だけなのか、あるいはもっと複数の体制なのか。

それは提案を見ないとわからないところもあるけれども、当然、物事の大きさによっては、カンパニーまでの責任というのはあるだろうと思えますけれども、ただ、最終的な責任を負うのはトップなのだというのが、これは要するに、つかさつかさがやっていたから私は聞いていなかったとか、そういったことが起きないかというのはきちんと確認したいと思えますし、やはり強い関心を持っているのは、小早川社長の立場でいえば、福島第一原子力発電所の円滑で、かつ、安全な廃炉に関して責任を持ちながら、東電としては柏崎刈羽原子力発電所の管理にも当たっていくということなので、これはかつてあれはあれ、これはこれというわけにはいかないと申し上げたのですけれども、やはり著しく異なる二つのことに関して、きちんと責任をとれるということが明確にされているということは不可欠なことだと思えますし、さらに詳細で言えば、調達管理のような品質保証がどのような形でとられるのか。

まだ、本社機能を強化した方が有利なのか、それとも、それぞれのカンパニーがそういった機能を持つべきなのかというのは、明確な説明を受けているとは認識していないので、現実の事例と照らし合わせながら明確な説明をしてもらいたいと思えます。

○記者 その明確な説明がないと、やはり新たに再チャレンジ、保安規定を出しても何らか。

○更田委員長 再チャレンジの際に説明を聞いて、再チャレンジされてもいないのに、そ

の説明で良い悪いというわけではありませんので、再チャレンジがあれば、じっくり説明を聞く機会を作りたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—